

第6章 小林市再犯防止推進計画

▪ 小林市再犯防止推進計画について

「第4期小林市地域福祉計画・地域福祉活動計画」は、地域福祉全般を網羅する内容とするとともに、再犯の防止等の推進に関する法律第8条第1項に基づく「地方再犯防止推進計画」の内容を含む計画として位置づけています。

第6章においては、再犯防止推進に関する今後の方針等の特記すべき事項について記載します。

第6章 小林市再犯防止推進計画

1 計画策定の趣旨

全国の刑法犯の認知件数は平成14年の285万4千件をピークに減向が続き、令和元年には74万9千件と、ピーク時のおよそ4分の1の水準まで減少しています。

一方、刑法犯により検挙された再犯者の割合は、平成8年(27.7%)以降、上昇傾向が続き、令和元年には48.8%と5割近くに達しています。

犯罪や非行をした人の中には、貧困や疾病、障がい、厳しい生育環境等の様々な生きづらさを抱えるとともに、立ち直りに多くの困難を抱える人が少なくありません。

生きづらさを抱える人の課題に対応し、その再犯を防止するためには、更生保護に係る保護観察所、保護司、協力雇用主、更生保護女性会の取組だけでは、その内容・範囲に限界があり、社会復帰後に地域社会で孤立させない「息の長い」支援等を行政や民間団体等が緊密に連携・協力して実施する必要があります。

平成28年12月に成立・施行された「再犯の防止等の推進に関する法律」においては、再犯の防止等に関する施策を実施する等の責務が国だけでなく地方公共団体にもあることが明記されるとともに、地方再犯防止計画の策定が努力義務として課されました。

罪を犯した人等の円滑な社会復帰の支援や、犯罪や非行の未然防止に取り組むことにより、安心・安全な地域づくりを推進するため、「小林市再犯防止推進計画」を策定します。

2 基本方針

平成29年12月に閣議決定された国の「再犯防止推進計画」、令和2年3月に策定された「宮崎県再犯防止推進計画」を踏まえ、罪を犯した人等が、多様化の進む社会において孤立することなく、再び社会を構成する一員としての社会復帰を図る必要があります。

市民の犯罪被害の防止と誰もが安心・安全に生活できる地域社会づくりの実現のため、以下の重点課題に取り組みます。

- (1) 国や県、関係機関・団体等との連携強化
- (2) 就労や住居の確保等に対する支援
- (3) 保健医療、福祉サービスの利用促進
- (4) 更生保護ボランティア活動に対する支援
- (5) 広報・啓発活動の促進
- (6) 学校教育における非行の防止等

3 施策方針

(1) 国や県、関係機関・団体等との連携強化

罪を犯した人等に対する社会復帰支援の取組について、国や県と連携しながら推進します。

また、この取組は、地域福祉活動の一環であり、活動の主役は地域に生活している市民です。

罪を犯した人等の多様なニーズに対応していくために地域で活動する更生保護ボランティア団体、民生委員・児童委員、ボランティア団体、福祉サービス事業者、社会福祉協議会等が担い手の中心として考えられます。

そのため、関係機関・団体等の連携・協働による取組を推進します。

(2) 就労や住居の確保等に対する支援

刑務所出所者等が安定した職を得てそこに定着するためには、本人の意向や適性等を踏まえたきめ細かな支援が必要です。

就労のためには犯罪前歴者等を雇用し、更生を支える民間協力雇用主等の事業主が不可欠であることから、市内事業者に対する協力雇用主制度の広報・周知を図るとともに、公共事業等における入札参加資格の優遇措置の実施の検討等を行います。

また、安定した生活を維持できるよう、罪を犯した人や住宅に困窮する低所得者等に対し、市営住宅の提供や空き家等の低家賃での貸付等による支援の提供を検討するとともに、近隣住民とのトラブルや借金等による悩みを抱えている人に対する各種無料法律相談や日本司法支援センター（通称：法テラス）の紹介等による問題解決に対する支援を行います。

(3) 保健医療、福祉サービスの利用促進

再犯においては、医療や福祉の支援を必要としている高齢者や障がい者、薬物事犯者等に対する適切な支援が行き届かず、再犯につながったケースがあると考えられることから、適切な支援につながる体制づくりが必要です。

保健医療・福祉サービスの利用促進について、以下の取組を推進します。

- ・ 地域生活定着支援センターとの連携強化
- ・ 薬物依存のある犯罪前歴者等に対し、必要な保健・医療・福祉サービスの提供を行う機関との連携強化
- ・ 犯罪をした人等の生活困窮者への生活支援に係る相談支援体制の充実

(4) 更生保護ボランティア活動に対する支援

保護司候補者検討協議会に出席するなど、保護司適任者の確保を支援します。
また、更生保護に携わる保護司会、更生保護女性会等の活動を支援します。

(5) 広報・啓発活動の促進

社会を明るくする運動等における地域の安心・安全に関する広報啓発イベント等の開催を支援します。

(6) 学校教育における非行の防止等

学校教育における規範意識を培う指導や警察署における少年サポートセンターを中心とした非行防止教室を実施することにより、犯罪をおこすことが不利益につながるという理解につなげ、「犯罪を起こさない」「誘惑されてもはっきり断る」「犯罪に巻き込まれない」児童生徒の育成を図ります。

また、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの配置により、非行の防止、いじめや不登校の対応等、相談支援体制の充実を図ります。

さらに、警察署や保護観察所等の関係機関による研修等を実施することで、市内の非行問題の状況を把握するとともに教職員の専門性を高め、積極的な生徒指導が行われるようにします。

第7章 計画の推進体制

第7章 計画の推進体制

1 協働による計画の推進

行政は、住民の福祉向上を目指し、社会福祉施策を総合的に推進する責務があります。しかし、地域における多様な生活課題を解決するためには、行政の取組だけでは担いきれないという現状があります。

地域福祉推進にあたっては、地域住民、地域活動を支える自治会（区・組）、民生委員・児童委員、ボランティア等の各種団体、社会福祉協議会、行政が協働し、福祉向上を図っていくことが重要です。

そのためには、それぞれの役割を認識しながら地域福祉の推進を図る必要があります。

(1) 住民ができること

住民一人ひとりが福祉に対する意識や認識を高め、地域社会の構成員の一員であることの自覚を持つことや、地域福祉の担い手として自らボランティア等の社会活動に積極的かつ主体的に参加することが求められています。

(2) 地域ができること

地域住民の生活状態の把握や福祉サービスの情報提供等を基本として、地域住民が自立し、安心して暮らせるまちづくりを推進するとともに、地域の防災・防犯活動や住民相互の親睦を深める交流活動の活性化等により、安全で住みやすく、魅力あふれる地域づくりに取り組むことが求められています。

(3) 社会福祉協議会の役割

地域福祉の推進を担う団体として、身近な地域での住民への支援を行うとともに、「地域の協力員」の配置や地区・校区社会福祉協議会に対する支援等、地域住民及び地域団体が主体となった地域活動の充実を図ります。

(4) 行政の役割

住民の福祉向上を目指し、社会福祉施策を総合的に推進する責務を果たすため、地域福祉を推進する関係機関・団体等の役割を踏まえながら、相互の連携・協力体制の強化を図るとともに、住民のニーズの把握と各地域の特性・実情を踏まえた各種施策を推進します。

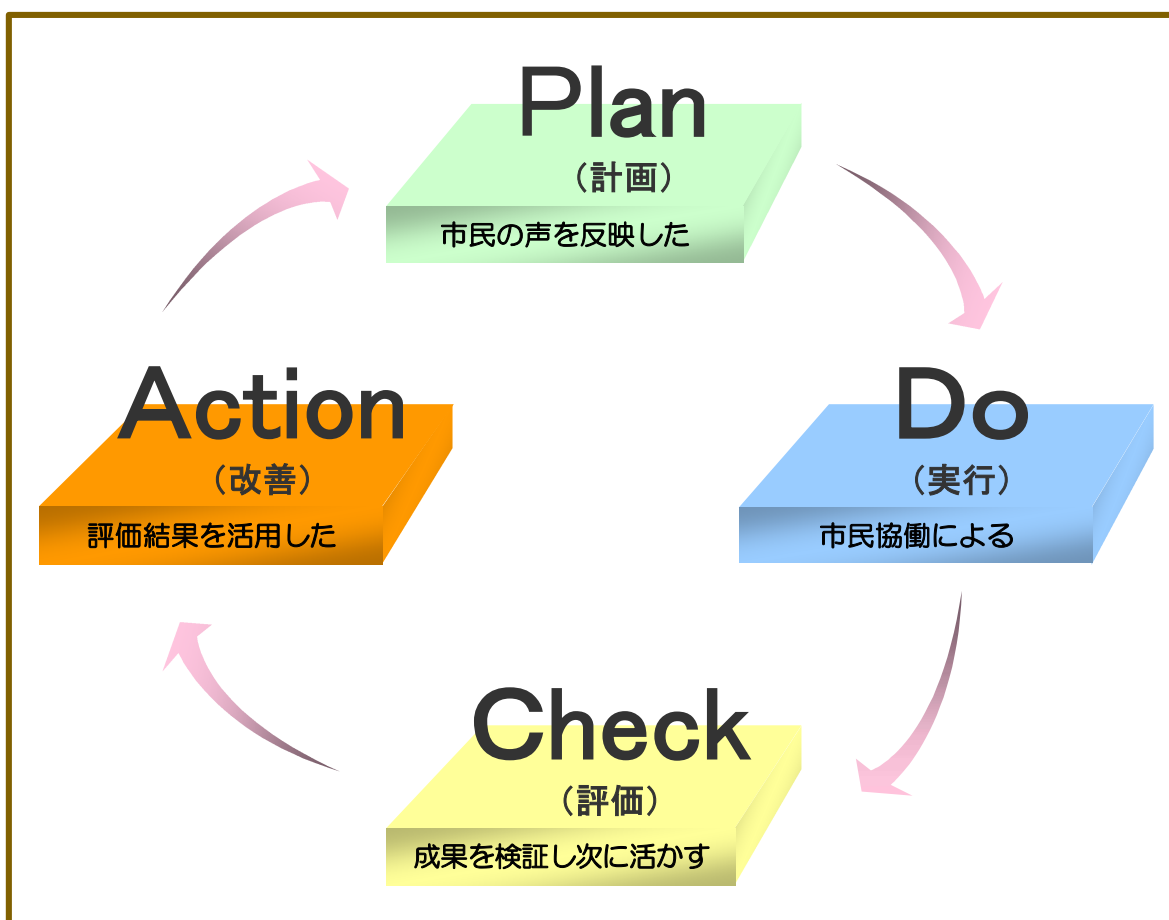
2 計画の点検・評価

地域福祉の推進には、計画策定（Plan）後、計画に基づく取組（Do）の達成状況を継続的に把握・評価（Check）し、その結果を踏まえた計画の改善（Action）を図るPDCAサイクルによる適切な進行管理を行うことが重要です。

このため、計画の進行管理については、庁内関係各課で構成する「地域福祉推進庁内委員会」と、住民や関係団体、関係機関等で構成する「地域福祉推進協議会」において、国の社会福祉制度改革の動向を踏まえながら、推進体制の整備と本計画の周知及び進行管理、評価・見直しを行います。

なお、特に地域の実情や特色を考慮した状況の把握を必要とする項目については、住民の積極的な参画を得て、地区・校区社会福祉協議会を単位とした地域ごとにそれぞれ点検・評価を行っていきます。

PDCAサイクルイメージ



(1) 評価指標の設定

本計画にあたっては、国が示した「市町村地域福祉計画、都道府県地域福祉支援計画の策定ガイドライン」において数値目標の設定が望ましいとされている点、計画の評価がより明確となる点を踏まえ、評価指標を以下のとおり設定します。

◆基本目標1 分野を超えた総合的・包括的な支援を提供できる体制づくり

指標	現状	目標
重層的支援体制整備事業の実施	実施なし	令和5年までに開始
認知症初期集中チーム会議の開催回数	年12回 (R2年度)	年12回
地域ケア会議開催回数(長寿介護課開催分)	年8回 (R2年度)	年24回
地域ケア会議開催回数(須木庁舎住民生活課)	年10回 (R2年度)	年9回
子ども家庭総合支援拠点相談件数	212件 (R2年度)	500件
入退院時における医療機関・介護事業所同士の連絡率	95.8% (R2年度)	100.0% (R7年度)
小林市幼・保・小連絡協議会の実施回数	年2回 (R2年度)	年2回

◆基本目標2 地域の中で誰もが安心して生活できる地域づくり

指標	現状	目標
「安心・安全なまちづくりが実現できている」と感じている市民の割合	45.2% (R2年度)	50.0% (R7年度)
ふれあい・いきいきサロンの実施回数	1,141回 (R2年度)	2,000回 (R7年度)
小林市ボランティアセンター登録団体数	31団体 (R2年度末)	36団体 (R7年度末)
災害時避難行動要支援者の個別避難計画作成率	0.0% (R2年度末)	30.0% (R7年度末)
地域包括ケア推進サポーター数	104人 (R2年度末)	150人 (R7年度末)
e-カフェ（認知症カフェ）の設置数	4箇所 (R2年度末)	10箇所 (R7年度末)
こころの健康セミナーの実施回数	年1回	年2回
ファミリー・サポート・センターにおけるまかせて会員（子育ての援助を行う会員）数	126人 (R2年度末)	180人 (R7年度末)
日曜祝日における在宅当番医制の実施日の割合	100.0% (R2年度)	100.0% (R7年度)
地区防災計画の策定済地区数	1地区 (R2年度末)	54地区 (R7年度末)
市民防災リーダー数	907人 (R2年度末)	1,240人 (R7年度末)
災害ボランティアコーディネーター数	228人 (R2年度末)	360人 (R7年度末)

◆基本目標3 地域の課題に地域で取り組むことができる体制づくり

指標	現状	目標
「住んでいる地域のつながりは強い」と感じている市民の割合	46.6% (R2 年度)	50.0% (R7 年度)
自治会加入率	74.5% (R2 年度末)	74.5% (R7 年度末)
災害時避難行動要支援者の個別避難計画作成率【再掲】	0.0% (R2 年度末)	30.0% (R7 年度末)
地域包括ケア推進サポーター数【再掲】	104 人 (R2 年度末)	150 人 (R7 年度末)
e-カフェ（認知症カフェ）の設置数【再掲】	4 箇所 (R2 年度末)	10 箇所 (R7 年度末)
生活支援コーディネーターの配置人数	4 人 (R2 年度末)	4 人 (R7 年度末)
こころの健康サポーター数	28 人 (R2 年度末)	35 人 (R7 年度末)
ファミリー・サポート・センターにおけるまかせて会員(子育ての援助を行う会員)数【再掲】	126 人 (R2 年度末)	180 人 (R7 年度末)
市民防災リーダー数【再掲】	907 人 (R2 年度末)	1,240 人 (R7 年度末)
災害ボランティアコーディネーター数【再掲】	228 人 (R2 年度末)	360 人 (R7 年度末)
小林市ボランティアセンター登録団体数【再掲】	31 団体 (R2 年度末)	36 団体 (R7 年度末)
有償ボランティア団体数	6 団体 (R2 年度末)	15 団体 (R7 年度末)
きずな協働体（ネットワーク組織）設置数	8 団体 (R2 年度末)	9 団体 (R7 年度末)

資料編

1 用語解説

か行	
基幹相談支援センター	地域の相談支援の拠点として総合的な相談業務を総合的に行う機関のこと。具体的には、障がい者等からの相談、情報提供、助言、地域内の相談支援事業者間の連絡調整や関係機関の連携支援を行う。
きずな協働体	市と市民が共に考え協働しながら、魅力ある快適な地域づくりを実現していくために、市民が自主的に取り組む組織。
協力雇用主	犯罪をした人等の自立及び社会復帰に協力することを目的に、犯罪をした人等を雇用し、又は雇用しようとする民間の事業主。
ゲートキーパー	自殺の危険を示すサインに気づき、適切な対応(悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聞いて、必要な支援につなげ、見守る)を図ることができる人のことで、言わば「命の門番」とも位置付けられる人。
更生保護	犯罪をした人や非行のある少年を社会の中で適切に処遇することにより、その再犯を防ぎ、非行をなくし、これらの人たちが自立し改善更生することを助けること。
更生保護女性会	地域社会の犯罪・非行の未然防止のための啓発活動を行うとともに、青少年の健全な育成を助け、犯罪をした人や非行のある少年の改善更生に協力することを目的とするボランティア団体。
こころの健康サポーター	傾聴講座やゲートキーパー養成講座等の研修を修了した人のうち、市長の委嘱を受け、傾聴活動や自殺予防のPR活動等を行っている人。
子ども家庭総合支援拠点	全ての子どもとその家庭及び妊産婦等を対象とし子育てに関する不安や悩み、不登校や家庭内暴力等の様々な相談を受け、必要な支援機関につないだり情報提供を行う拠点。
さ行	
災害時避難行動要支援者	災害時に避難する際に、高齢者、障がい者、乳幼児など、特に支援を必要とする人。
自主防災組織	災害時に避難の呼びかけ・誘導、救出・救助、初期消火、避難所の運営等を行うために、地域住民により自主的に結成される防災組織。

自助・互助・共助・公助	自助とは、自らの健康管理、市場サービスの購入等、「自分のことは自分です」という考え方。互助とは、近隣の助け合いやボランティア活動等の費用負担が制度的に裏付けられていない自発的なもの。共助とは、介護保険等のリスクを共有する社会保険制度及びサービスのこと。公助とは、税による公の負担。自助・互助・共助では対応できない状況に対し、所得や生活水準・家庭状況等の受給要件を定めた上で、必要な生活保障を行う社会福祉等。
生活支援コーディネーター	高齢者の生活支援・介護予防サービスの体制整備を推進していくことを目的とし、地域において、生活支援・介護予防サービスの提供体制の構築に向けたコーディネート機能（主に資源開発やネットワーク構築の機能）を担う人。
た行	
地域生活定着支援センター	福祉的な支援を必要とする犯罪をした人等に対し、刑事司法関係機関や地域の福祉関係機関等と連携・協働しつつ、必要な相談支援を提供することにより、社会復帰及び地域生活への定着を支援する都道府県設置の機関。
地域の協力員	地区・校区社会福祉協議会や自治会（区）単位で、地域福祉活動に協力する人。
地域包括ケアシステム	高齢者等の尊厳の保持と自立生活の支援を目的とし、可能な限り住み慣れた地域で生活が送れるように、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される体制。
地域包括支援センター	高齢者の保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援することを目的とし、市町村が設置している機関。地域の高齢者の総合相談、権利擁護や地域の支援体制づくり、介護予防の必要な援助等を行っている。
地区・校区社会福祉協議会	住民自らが主体となり、住民自治組織、民生委員・児童委員、小・中学校PTA等を主な構成員とし、福祉のまちづくりの活動を展開する組織。
な行	
日本司法支援センター	国によって設立された法的トラブル解決のための総合案内所で法テラスと呼ばれる。法的トラブルを抱えた人への情報提供や経済的に余裕のない人を対象とした無料の法律相談等を行っている。
は行	
パブリックコメント	基本的な政策等を策定する際に、趣旨・内容等を広く公表し、住民等から寄せられた意見や情報を考慮して意思決定を行う手続き。
ふれあい・いきいきサロン	それぞれの地域において、おしゃべりやレクリエーション、趣味、体操等の活動を地域住民が主体となって行うもの。

保護観察所	保護観察や犯罪予防活動等を行う国の機関。保護観察とは、犯罪をした人又は非行のある少年が、社会の中で更生するよう、保護観察官及び保護司による指導と支援を行うもの。
保護司	犯罪や非行をした人の立ち直りを地域で支える民間のボランティア。

2 計画策定の経過

時期	実施内容
令和2年10月12日	・第1回小林市社会福祉協議会検討部会開催 内容：策定のための計画、内容、取組体制について
令和2年10月26日	・第1回小林市社会福祉協議会策定委員会開催 内容：策定のための計画、内容、取組体制について
令和2年10～12月	・社会福祉協議会アンケート調査実施 社会福祉協議会職員を対象に、現行計画の評価について調査
令和2年11月24日	・第2回小林市社会福祉協議会検討部会開催 内容：前計画の評価、地域福祉座談会について
令和3年2月	・市民アンケート調査実施 「小林市まちづくり市民アンケート調査」（対象：16歳以上の市民2,000名）において、地域福祉に関する内容を追加
令和3年3月～4月	・地域福祉推進庁内委員会アンケート調査実施 庁内委員会委員を対象に、現行計画の評価について調査
令和3年4月	・区長会アンケート調査実施 区長会総会出席者を対象に、地域福祉に関する地域の実態等について調査
令和3年6月3日	・第3回小林市社会福祉協議会検討部会開催 内容：地域福祉座談会の取り組みについて
令和3年6月	・民生委員アンケート調査実施 民生委員を対象に、現行計画の評価等について調査
令和3年6月25日	・第4回小林市社会福祉協議会検討部会開催 内容：活動計画の方向性について
令和3年6月25日	・第2回小林市社会福祉協議会策定委員会開催 内容：経過報告、地域福祉座談会について
令和3年6月～7月	・地域別座談会開催
令和3年8月3日	・第5回小林市社会福祉協議会検討部会開催 内容：地域福祉計画・活動計画の進捗状況について
令和3年8月4日	・第1回小林市地域福祉推進庁内委員会開催 内容：計画の概要説明、調査結果報告
令和3年8月	・施策等調査実施 庁内関係各課及び社会福祉協議会を対象に、今後の施策・取組の方向性について調査
令和3年8月25日	・第6回小林市社会福祉協議会検討部会開催 内容：活動計画の具体的な取り組みについて

時期	実施内容
令和3年9月22日	<ul style="list-style-type: none"> 第1回小林市地域福祉推進協議会開催 内容：計画の概要説明、調査結果報告
令和3年10月14日	<ul style="list-style-type: none"> 第7回小林市社会福祉協議会検討部会開催 内容：活動計画内容の再確認と具体的な取り組みについて
令和3年10月18日	<ul style="list-style-type: none"> 第2回小林市地域福祉推進庁内委員会開催 内容：計画素案の検討
令和3年10月29日	<ul style="list-style-type: none"> 第2回小林市地域福祉推進協議会開催 内容：計画素案の検討
令和3年11月	<ul style="list-style-type: none"> 行政経営会議付議
令和3年12月	<ul style="list-style-type: none"> 市議会報告
令和3年12月15日	<ul style="list-style-type: none"> 第8回小林市社会福祉協議会検討部会開催 内容：活動計画内容の最終確認と具体的な取り組みについて
令和3年12月16日	<ul style="list-style-type: none"> 第3回小林市社会福祉協議会策定委員会開催 内容：計画案について
令和3年12月～ 令和4年1月	<ul style="list-style-type: none"> パブリックコメント（意見公募）実施
令和4年1月21日	<ul style="list-style-type: none"> 第2回小林市地域福祉推進庁内委員会開催 内容：パブリックコメントの結果報告、最終案の確認協議
令和4年1月	<ul style="list-style-type: none"> 第3回小林市地域福祉推進協議会開催（書面会議） 内容：パブリックコメントの結果報告、最終案の確認協議

3 小林市地域福祉推進実施要綱

平成 18 年 3 月 20 日

告示第 85 号

(目的)

第 1 条 この告示は、地域福祉の推進に関する実施体制等を定め、市民一人ひとりが手を携えて生活の拠点である地域に根ざして助け合い、誰もがその人らしい安心で充実した生活が送れるよう地域福祉の推進を図ることを目的とする。

(協議会の設置及び任務)

第 2 条 前条の目的達成のため、小林市地域福祉推進協議会（以下「協議会」という。）を設置し、次の事務を所掌する。

(1) 地域福祉計画（地域福祉活動計画を含む。以下同じ。）の策定及び実施に関する意見具申に関すること。

(2) 前号のほか、総合的な地域福祉推進に関する意見具申に関すること。

(協議会の組織)

第 3 条 協議会は、30 人以内の委員をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱又は任命する。

(1) 市民の代表

(2) 学識経験者

(3) 関係機関の代表

(4) その他市長が必要と認める者

(協議会委員の任期)

第 4 条 協議会委員の任期は 3 年とする。ただし、再任を妨げない。

(協議会の会長及び副会長)

第 5 条 協議会に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員の中から互選により選出する。

3 会長は、協議会を代表し、会務を総括する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(協議会の会議)

第 6 条 協議会の会議は、会長が招集し、会議の議長となる。

2 協議会は、必要に応じて委員以外の関係者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(委員会の設置及び任務)

第 7 条 本市行政の地域福祉施策の調整等を図るため、小林市地域福祉推進庁内委員会（以下「委員会」という。）を設置し、次の事務を所掌する。

(1) 地域福祉計画の策定及び実施に関する意見調整に関すること。

(2) 前号のほか、総合的な地域福祉推進に関する意見調整に関すること。

(委員会の組織)

第 8 条 委員会は委員 21 人以内とし、別表に掲げる職にある者をもって組織する。

2 委員会に委員長を置き、福祉課長の職にある者を充てる。

(委員会の会議)

第9条 委員会の会議は、委員長が招集し、会議の議長となる。

2 委員が出席できないときは、当該委員の指名する代理の者が出席することができる。

3 委員会は、必要に応じて委員以外の関係者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(庶務)

第10条 協議会及び委員会の庶務は、福祉課において処理する。

(その他)

第11条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この告示は、平成18年3月20日から施行する。

附 則 (平成19年3月29日告示第52号)

この告示は、平成19年4月1日から施行する。

附 則 (平成20年4月1日告示第74号)

この告示は、平成20年4月1日から施行する。

附 則 (平成21年3月30日告示第84号) 抄

(施行期日)

1 この告示は、平成21年4月1日から施行する。

附 則 (平成22年3月19日告示第84号)

この告示は、平成22年3月23日から施行する。

附 則 (平成22年5月18日告示第291号)

この告示は、公表の日から施行し、平成22年5月1日から適用する。

附 則 (平成23年3月30日告示第71号)

この告示は、平成23年4月1日から施行する。

附 則 (平成25年4月1日告示第99号) 抄

(施行期日)

1 この告示は、平成25年4月1日から施行する。

附 則 (平成28年3月25日告示第83号) 抄

(施行期日)

1 この告示は、平成28年4月1日から施行する。

附 則 (令和3年1月27日告示第15号)

この告示は、令和3年4月1日から施行する。

別表（第8条関係）

委員会委員
企画政策課長が指名する主幹
総務課長が指名する主幹
財政課長が指名する主幹
ほけん課長が指名する主幹
健康推進課長が指名する主幹
建設課長が指名する主幹
市立病院事務部長が指名する係長
学校教育課長が指名する主幹
社会教育課長が指名する主幹
スポーツ振興課長が指名する主幹
市民課長が指名する主幹
税務課長が指名する主幹
長寿介護課長が指名する主幹
こども課長が指名する主幹
生活環境課長が指名する主幹
危機管理課長が指名する主幹
福祉課長
福祉課長が指名する主幹
須木庁舎住民生活課長が指名する主幹
野尻庁舎住民生活課長が指名する主幹

4 小林市地域福祉推進協議会委員名簿

所 属	職 名	氏 名
西諸医師会	事務局長	遊 木 和 敏
小林保健所	所 長	工 藤 静
小林警察署	地域課長	茶 木 宏
小林市民生委員・児童委員協議会	会 長	吉 脇 辰 男
小林市区長会	副会長	中 村 祐 一
小林市友愛クラブ連合会	文化部長	岡 本 行 芳
小林市障害者福祉連絡協議会	事務局長	舞 田 慶 一 郎
小林保育会	副会長	下 別 府 敏 郎
小林市地域婦人連絡協議会	会 計	田 原 利 恵 子
小林商工会議所	事務局長	橋 満 良 三
小林市ボランティア連絡協議会	会 長	上 原 裕 子
小林市社会福祉協議会	会 長	吉 丸 政 志
細野校区社会福祉協議会	会 長	高 妻 賢 士
三松校区社会福祉協議会	会 長	水 主 卓 弥
東方校区社会福祉協議会	会 長	松 ヶ 迫 秋 子
須木中央校区社会福祉協議会	会 長	金 松 勲
栗須校区社会福祉協議会	会 長	大 浦 正 人
小林地区保護司会	会 長	椎 屋 三 八 子
小林地区更生保護女性会	顧 問	伊 藤 美 智 子
小林市	副市長	鬼 塚 保 行
小林市	教育長	中 屋 敷 史 生

5 小林市地域福祉推進庁内委員会委員名簿

所 属	職 名	氏 名
企画政策課	主 幹	平 松 佳 樹
総務課	主 幹	加 藤 悠 一 郎
財政課	主 幹	辛 島 潤 也
ほけん課	主 幹	谷 山 智 子
健康推進課	主 幹	緒 方 美 保
建設課	主 幹	久 保 田 恭 史
市立病院	係 長	勝 吉 優
学校教育課	主 幹	立 元 真 一
社会教育課	主 幹	眞 崎 勝 男
スポーツ振興課	主 幹	齋 藤 康 志
市民課	主 幹	長 井 英 雄
税務課	主 幹	濱 崎 一 博
長寿介護課	主 幹	楠 元 い ず 美
医療介護連携室	主 幹	宮 山 あ さ み
子育て支援課	主 幹	高 原 隆 一 郎
生活環境課	主 幹	川 野 知 己
危機管理課	主 幹	高 妻 司
福祉課	課 長	岩 下 経 一 郎
福祉課	主 幹	花 畑 慎 吾
須木庁舎住民生活課	主 幹	澤 克 彦
野尻庁舎住民生活課	主 幹	鶴 水 由 香

6 第4期小林市地域福祉計画・地域福祉活動計画表紙募集概要

(1) 実施の目的

イラストを考え、描くことで、地域福祉について考えるきっかけづくりになることはもとより、本市の地域福祉施策や方針について関心を持ち、本市が取り組む「福祉のまちづくり」への理解を深め、さらには積極的な地域福祉活動への住民参加や個人や団体が担う協働や地域福祉の関わり等の気づきの機会となることを目的としており、第4期小林市地域福祉計画・地域福祉活動計画の表紙を飾るイラストをとおして、地域や地域住民にとって地域福祉が身近になり、親しみを持ってもらえる計画となることを目指して実施しました。

(2) 募集対象者

市内在住、在学、在勤の方

(3) 応募作品数

59点

(4) 審査結果

・最優秀賞

小林市立三松小学校 3年 永住 朔大さん



・ 優秀賞

小林市立南小学校 5年 後藤 はるのさん



小林市立南小学校 2年 福岡 百穂さん



第4期

小林市地域福祉計画・地域福祉活動計画

《令和4年度～令和8年度》

令和4年3月

編集・発行

小林市 福祉課

〒886-8501 宮崎県小林市細野 300 番地
TEL : 0984-23-0111 FAX : 0984-23-4934

小林市社会福祉協議会

〒886-0004 宮崎県小林市細野 367 番地 1
TEL : 0984-23-3466 FAX : 0984-22-8174



KOBAYASHI
CITY